

一般社団法人 日本ピックルボール協会

会員規約

一般社団法人日本ピククルボール協会

第1条 目的

一般社団法人日本ピククルボール協会（以下本協会）は、ピククルボールを通じて万人が楽しめるスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と、豊かな人間性を涵養することで社会の発展に貢献することを目的とする。

第2条 所在

東京都台東区浅草橋3-27-14株式会社カシマヤ製作所内

第3条 権限

加盟団体は次の権限を有する。

- (1) 本協会の加盟団体であることを称すること。
- (2) 本協会に内容を報告の上、本協会ホームページに情報を掲載すること。
- (3) 本協会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 本協会のロゴマークも使用すること。

個人登録者は次の権限を有する。

- (1) JPA(Japan Pickleball Association)、AFP(Asia Federation of Pickleball)、IFP(International Federation of Pickleball) が開催するいずれかの大会に参加すること。

第4条 義務

- (1) 加盟団体はスポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、年1回以上総会を開催すること。
- (2) 加盟団体は本協会に次の書類を届け出なければならない。
 - 1 当該年度の事業計画書
 - 2 収支予算書及び収支報告書
 - 3 上記の第1号及び第2号の書類を承認した理事会又は社員総会の議事録
- (3) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (4) 暴力、暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (5) 団体年会費12000円を本協会に納めること。
- (6) 体験会を年2回以上実施すること（1回12名以上）。
- (7) 加盟団体代表者はコーディネーター資格を取得していること。

- (8) 個人登録者は年間 2000 円を登録時に本協会に納めること。

第5条 加盟及び脱退

(加盟)

新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会会長に提出し、本協会理事会の決議を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (4) その他本協会が必要と判断した資料

新たに本協会に個人登録しようとする者は、次の書類を本協会に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書

(脱退)

加盟団体が脱退しようとする場合には、理由を付した脱退届を提出し、本協会理事会の決議を得なければならない。

第6条 指導

本協会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し必要な指導を行い、改善を求めることができる。

第7条 調査

本協会は加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やその恐れがあると認められた場合、加盟団体に対しその組織運営等の状況に関し報告を求め、本協会役員等に組織運営等の状況を調査させ、書類その他の資料を閲覧、複写させ、加盟団体役員及び関係者に質問させることができる。

第8条 協力義務

加盟団体は第 5 条、第 6 条、第 7 条に定める本協会の監督行為に対して、協力しなければならない。

第9条 処分

加盟団体が第 4 条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会
 - 1 前項の具体的な手続き及び内容については理事会の決議を経て定める。
 - 2 処分に伴い、当該事業の中止に損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

第10条 その他

加盟団体が第5条により脱退し、又は第9条により退会した場合、既に納付した分担金及び新規加盟金等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払いの義務が生じた分担金及び新規加盟金等は、直ちに納付しなければならない。

附則

1. この規則は、2020年5月1日より施行する。